

# 食品衛生ここがポイント

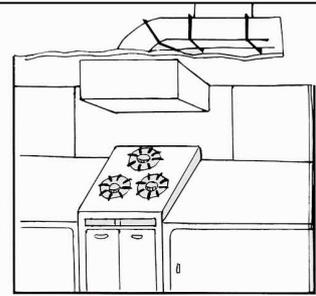
## No.12 廃棄物・排水処理と排煙・臭気、騒音対策

食品そのものの取扱いの他、廃棄物処理や排煙、騒音などに関しても自主的に管理する必要があります。これは、食品衛生の確保と同時に、営業活動を通じて健全な生活環境を作り出していくことが求められているためです。

少なくとも、営業活動により近隣環境を壊すことがあってはならないのです。

### 排気設備

- ①フードを設置する場合、天井との隙間がないよう直接つけ、外面は垂直にします。排気能力を十分に保てるよう清掃を行いましょ
- ②ダクトをよって屋外に排気する場合、近隣に迷惑のかからないよう、その高さ及び方向に注意しましょう。



### ここがポイント

今回取り上げたのは、営業活動により必然的に生じるマイナス要因です。

これらの問題に対応する基本的な心構えは、自らを逆の立場において考えるということでしょう。

#### ○ ルールを守る

近隣住民の立場に立って、事業所が出す臭気、騒音などの影響を考えれば、具体的にどうしたらいいかは、自ずと考え付く筈です。また、廃棄物についても、事業所内での取扱いとともに、地域のルールを如何に守るかが問われているのです。

#### ○ 常識で対応を

煙突を高くする、フィルターを付ける、防音扉にする、ゴミ容器は清潔にするなど具体的には様々な対策が考えられますが、敢えて言うならば、常識的対応をしっかりとやろうということです。

営業活動は、事業者にとっての利益追求であると同時に、地域住民の食生活を支えるなど地域社会を形成する大きな要素です。

廃棄物処理や排煙、騒音など近隣の迷惑となることのないよう自主管理を徹底し、健全な生活環境の形成に向けて努力して頂きたいと思います。

## 具体的には

### ● 廃棄物・排水処理

- ① 廃棄物容器は清潔で、汚液・汚臭もれがないようにします。
- ② 廃棄物容器の置き場は、食品等に影響を及ぼさない場所としましょう。
- ③ 廃棄物の処理に当っては、近隣等と協力して適正に行い、環境衛生の保持に努めるよう義務付けられています。
- ④ 廃棄物の保管・処理方法については具体的な手順を定めること。また、それを手順書として文書化するよう努めることとされています。
- ⑤ 排水処理についても、廃棄物と同様の処理が求められています。

### ● 排煙・換気、騒音対策

排煙、臭気、騒音については、近隣の快適な生活を阻害することが無いようにすることと定められています。

